

鳴門市男女共同参画都市宣言事業報告書

— 交流と共創 “NARUTO” —



平成24年2月
徳島県鳴門市

目 次

1. はじめに 鳴門市男女共同参画宣言都市事業実行委員長 多智花亨 -1-
2. 鳴門市男女共同参画都市宣言文 -2-
3. 平成 23 年度男女共同参画宣言都市奨励事業実施要領 ー鳴門市ー -3-
4. 鳴門市男女共同参画宣言都市事業経過 -4-
5. 鳴門市男女共同参画宣言都市記念式典 -6-
平成 2 4 年 2 月 4 日 鳴門市ドイツ館にて開催
6. 鳴門市男女共同参画宣言都市事業実行委員会委員名簿 -25-



はじめに

鳴門市男女共同参画宣言都市事業実行委員会 実行委員長 多智花 亨

本市では、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、男女が対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、心豊かに暮らせる鳴門市をめざしてきました。男女共同参画に関する本市の行動計画「鳴門パートナーシッププラン」、「鳴門パートナーシッププランII（セカンド）ステージ」では、男女が等しく仕事と地域活動・育児や介護を両立しながら、それぞれの個性と能力を十分に発揮できる環境づくりや、政策決定の場での女性の視点や意見の反映をめざし、審議会等における女性委員の登用率向上などの施策・事業をもちこみ、あらゆる分野で男女共同参画を全市的に推進してきたところです。また、四国の市町村で唯一の「配偶者暴力相談支援センター」機能を備えた女性子ども支援センターを設置し、深刻な社会問題となっているDVや児童虐待問題など、近親者間の暴力や女性・子どもへの人権侵害に対する対策と防止に取り組んでいます。こうした取り組みを内閣府に評価していただき、このたび徳島県初となる男女共同参画宣言都市に選ばれ、同奨励事業を進めることになりました。

この事業は実行委員会形式で進めることとし、平成23年9月に実行委員を公募、同10月には市民代表委員7名、市職員5名で構成する実行委員会を立ち上げました。2月4日の記念式典開催までの5ヶ月間、実行委員会で様々なことを話し合いました。「女性にとって、男性にとってのいいパートナー像とは?」「家庭での地域での男女協働とは?」などの課題について議論を深める中で、「男女共同参画」とは行政による施策だけで推進・実現するものではなく、市民の皆さまも普段の生活の中で「男女共同参画」について考え、そして気づき、取り組んでいただくことの大切さを改めて実感しながら記念式典の準備を進めてきました。

2月4日の「男女共同参画宣言都市記念式典」は、ドイツ館大ホールに371人もの方々がご来場くださり、盛大に開催することができました。板東ゆたか保育園と板東みやま保育園の園児たちによるベートーヴェン第九交響曲「歓びの歌」の合唱から始まった式典は、宣言文の群読、SILKによるバンド演奏、同志社女子大学現代社会学部の中山まき子教授による『男女共同参画社会・再考〜共に生きる社会へ〜』と題した基調講演のほか、鳴門市阿波踊振興協会による阿波踊りなどでイベントを華やかに彩っていただきました。園児さんたちが一生懸命「第九」を歌う姿、そして宣言文を大きな声で読み上げるかわい顔を見て、「子どもたちが人としての尊厳が守られる差別のない平和な社会で生きていけますように」と祈らずにはいられない心温まる記念式典となりました。

鳴門市は、「男女共同参画宣言都市」となりましたが、これが終結ではなくスタートです。今後、男女共同参画推進条例の制定を目指すなど、男女共同参画宣言都市奨励事業を通じて芽生えた蕾が、男女共同参画社会の実現という大きな花となって開くよう、心豊かに暮らせる鳴門市づくりを推進していく決意です。

鳴門市男女共同参画都市宣言文

悠久の時の流れの中で 同じ時代に生まれ 私たちは出会いました
助け合い 支え合い 違いを認め合い 学んで 遊んで 働いて はつらつと
生きています

「寒いなあ 気いつけよ」
潮流に こぎ出す船を見送る鳴門海峡

「暑いなあ たいへんやなあ」
農作業の汗がしみ込む 実り豊かな鳴門の大地

「よう来てくれたな また来てよ」
お遍路さんが行き交う おもてなしの心あふれる撫養街道

「こけんようにな 危ないじよ」
高齢者が子どもたちを見守り 高齢者を尊敬するまち

とも
女男に生きる 凜として生きる

誇り高き私たち

ぞめきのリズムと 第九が響く ここ渦潮の都市（まち）鳴門市で
私たちは 「男女共同参画都市」を高らかに宣言します

鳴門市は、温暖な気候、美しい山と海、豊富な作物、歴史、文化などの観光資源に恵まれた四国・本州の交流拠点都市です。鳴門市民は女男に働き者が多く、その活力が、なると金時・鯛・若布・蓮根・らっきょうといった地場産業の基盤を形成しています。また、四国八十八カ所霊場の1番2番札所があり、季節を問わず白装束のお遍路さんが巡礼しているため、常に「おもてなしの心」で旅人を受け入れる人情味豊かな気質の人々が暮らすまちです。そんな鳴門市の人々が、女男に対等なパートナーとして助け合い、支え合い、幸せを分かち合い、あらゆる分野で男女共同参画社会づくりの取り組みを推進していく決意です。

平成23年度男女共同参画宣言都市奨励事業実施要領 ー鳴門市ー

1. 趣旨

2011年3月、本市は男女がいきいきと協働・調和する鳴門市をめざして「鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ」を策定し、2013年には男女共同参画推進条例の制定を予定している。

このため、あらゆる分野において、男女が互いにその人権を尊重し対等なパートナーとして支え合い、こころ豊かに暮らせる鳴門市をつくるために、行政と市民が協働で様々な取組みを推進していく必要がある。

さらに、国の第3次男女共同参画基本計画の「女性にとっても男性にとっても生きやすい社会をつくること」と、県の男女共同参画基本計画の「男女共同参画立県とくしまの実現」を、ここ鳴門市から実現していく決意を広く内外に発信し、なお一層その気運を広く醸成することを目的に「男女共同参画宣言都市」を高らかに宣言する。

2. 事業内容

(1) 首長による声明

鳴門市長が記念式典において宣言文を朗読し、「男女共同参画宣言都市」となることを宣言する。（鳴門市議会平成23年第4回定例会生活福祉委員会にて報告予定）

(2) 男女共同参画宣言都市記念式典「交流と共創ーNARUTOー」の開催

■主催 内閣府、鳴門市

■後援 徳島県

■日時 平成24年2月4日（土）13：20～16：00

■場所 鳴門市ドイツ館

■対象 市民ほか350人程度

■内容 男女共同参画宣言都市記念式典

12:50（30分） 開場（受付開始）

13:20（10分） 開会セレモニー 板東ゆたか・みやま保育園児によるベートーヴェン第九交響曲「歓びの歌」合唱

第一部 13:30（15分） 主催者あいさつ／内閣府、鳴門市長
経過等説明／鳴門市男女共同参画宣言都市実行委員会委員長
来賓祝辞／徳島県知事、鳴門市議会議長、地元選出国會議員

13:45（20分） 内閣府報告／内閣府

（14:05 園児入場整列）

14:10（10分） 男女共同参画都市宣言群読／鳴門市長、市民代表者

板東ゆたか・みやま保育園児

休憩 14:20 (15分) アンナ・トリヤマソヴァ&アキオ・カトウバンド演奏

第二部 14:35 (60分) 基調講演『男女共同参画社会・再考ー共に生きる社会へー』

講師 中山 まき子 氏

フィナーレ 15:40 (20分) 阿波踊り

閉会 16:00

■同時開催事業

- ・式典当日 会場内 男女共同参画啓発パネル展開催
(当日会場にて啓発パネルを展示して入退出時に見ていただく。)

(3) 男女共同参画宣言都市記念式典関連事業

平成23年9月

- ・男女共同参画宣言都市実行委員の公募

男女が互いに認め合い、助け合い、市民一人ひとりが幸せを実感できる鳴門市をめざして、広く男女共同参画宣言都市実行委員を公募し、市民との協働による男女共同参画都市を宣言する。

平成23年10月

- ・男女共同参画都市宣言文に対するパブリックコメントの公募

市職員と市民の協働により作成した男女共同参画都市宣言文に対し、再度市民の意見を反映させるべく、パブリックコメントを募集する。

平成23年10月

- ・「広報なると」で男女共同参画宣言都市事業について解説記事を掲載

鳴門市民にとって耳慣れない「男女共同参画宣言都市事業」について、市の広報紙である「広報なると」で詳しく説明し、平成24年2月に本市がその宣言都市になることを周知する。

平成24年1月

- ・「広報なると」に記念式典開催についての周知広告記事掲載

男女共同参画宣言都市記念式典について広く周知し、全市を挙げて取り組めるよう気運の醸成を図る。

平成24年1月

- ・鳴門市ホームページへの掲載

「広報なると」と同様の記事を市のHPにも掲載し、ネット世代の若い人達にも周知する。

平成24年1月

- ・市役所庁舎での男女共同参画社会に関するパネル展の開催
記念式典1週間前より男女共同参画社会に関するパネルを展示する。

3. 男女共同参画社会づくり推進事業

(1) 人権セミナー（平成23年10月15・22日）で男女共同参画をテーマに講座を開催
人権推進課の啓発事業として、毎年開催している人権セミナー4回のうち、2回を
男女共同参画をテーマにして、受講者に宣言都市事業についての説明と同事業のチ
ラシを配布して周知する。

(2) 人権文化祭における意識啓発の取り組み

本市では毎年11月の人権教育推進強調月間中に人権文化祭を開催している。これ
は、同和問題を始めとするあらゆる人権問題の解決をめざして毎年開催しているが、
会場となる3箇所の隣保館には、7800人程度の市民が来場する。この機会に、
男女共同参画宣言都市パネルを作成・展示、来場者にチラシを配布して男女共同参
画についての啓発を行う。

(3) 審議会、委員会等への女性委員登用率40%目標の取り組み

鳴門市男女行動計画「鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ」にお
いて、審議会等への女性委員の登用率40%を目標にしている。この目標達成のため、
庁内連絡会の本部会、調査研究委員会、ワーキンググループ委員会を開催し、
女性委員登用率の向上に全庁的に取り組む。

(4) 男女共同参画推進条例策定の取り組み

平成24年度の男女共同参画推進条例策定に向けて審議会を発足し、男女共同参画
宣言都市事業への理解と協力を求める。

(5) 「鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ」の推進

本市では、平成23年3月に策定した「鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）
ステージ」における様々な分野の諸施策を推進していくことで、市民一人ひとりが
男女共同参画を実感できる社会をつくる。

鳴門市男女共同参画宣言都市事業経過

平成23年4月	平成23年度本事業開催地決定 徳島県県民環境部男女参画青少年課に報告 開催日・宣言様式・開催場所協議 事業実施要領（案）策定 記念式典講師選定、内閣府に協議後、講師に依頼
5月20日	第1回鳴門市男女行動計画ワーキンググループ委員会開催 鳴門市男女共同参画宣言都市事業実行委員会設置要綱策定
9月7日	市議会第3回定例会にて同事業開催を公表 宣言都市実行委員の公募（徳島新聞と市公式HP） 「広報なると」に本事業についての説明と事前案内記事を掲載
10月24日	第1回実行委員会開催 ・男女共同参画社会形成に対する意見交換 ・宣言文（案）について協議 ・記念行事等打ち合わせ
11月16日	第2回鳴門市男女行動計画ワーキンググループ委員会開催
25日	第1回 〃 調査研究委員会開催
28日	第2回実行委員会開催
29日	第1回鳴門市男女行動計画推進本部会開催 ・記念式典開催（記念講演・第九演奏等企画） ・司会進行シナリオ等の決定
平成24年	
1月10日	第3回鳴門市男女行動計画ワーキンググループ委員会開催
11日	第3回実行委員会開催
19日	第2回鳴門市男女行動計画調査研究委員会 ・記念式典時の最終協議、事務分担等
23日	第2回鳴門市男女行動計画推進本部会開催
30日	記念式典担当者打合会 「広報なると」に記念行事開催についての周知広告記事掲載
2月3日	ドイツ館においてリハーサル
2月4日	『男女共同参画宣言都市』記念事業開催 第4回実行委員会 解散式
3月1日	広報なるとに報告記事掲載

鳴門市男女共同参画宣言都市記念式典

平成24年2月4日鳴門市ドイツ館

オープニングセレモニー

板東ゆたか保育園児、板東みやま保育園児による
ベートーヴェン第九交響曲「歓びの歌」合唱

開 会

1. 主催者挨拶

内閣府暴力対策推進室長 原 典久

男女共同参画社会は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会。男女が意欲と能力に応じて生き生きと希望を持って活躍し暮らせる社会です。

こうした社会を実現するためには、それぞれの地域の特色を活かしながら、世代や性別を超え、行政、企業、地域団体、住民の方々が一体となって活動していく必要があります。

国の第3次男女共同参画基本計画では、女性が活躍する機会の確保、人々の身近な暮らしの場である地域における男女共同参画の推進を重点分野として位置づけており、この新たな基本計画に基づき、男女共同参画をさらに強力に進めていきたいと考えております。

鳴門市におかれましては、「鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ」を策定し、市民と行政が一体となって男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでおられると聞いております。このたびの記念式典を契機として、市民の皆様が互いに手を取り合い、鳴門市の特色を活かしながら男女共同参画に関する様々な取り組みを、より一層進められますことを期待しております。



鳴門市長 泉 理彦

市民が笑顔で集い、困難な時にも助け合い、安心して暮らせるまちを私たちの世代で創ることが、子どもたちの明るい未来を創り、それがまた次の世代へと継承されていく・・・そんな鳴門市を創るため、昨年3月「鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ」を策定し、男女共同参画社会を実現するための具体的なアクションプランをお示しいたしました。現在、同プランに基づき様々な施策を推進しておりますが、これを皆さまと共有し、市全体のものとして推進していく姿勢を市内外に明らかにするために、本日、鳴門市は、「男女共同参画都市」を宣言いたします。

男性も女性も、家庭・職場・学校・地域などあらゆる場において、その個性と能力が発揮できる社会、すなわち「男女が生きやすい社会」をめざして、鳴門市は本日、新たな一步を踏み出します。この記念すべき第一歩を、皆さまとこのように盛大にお祝いできることが非常に嬉しく、心より感謝申し上げる次第でございます。



実行委員長 多智花 亨

私たち実行委員13名は、鳴門市の人々が、対等なパートナーとして男女共同参画社会づくりを推進していく決意で、昨年10月に発足し、市民の思いのつまった式典にしたいとの気持ちで、毎月の実行委員会で、様々なことを議論し、準備して参りました。



記念式典会場は、第一次世界大戦時より刻まれた本市とドイツの友好の歴史を刻んだ、誇りあるここドイツ館で、オープニングは子どもたちのかわいい「第九」の歌声で鳴門市らしく華々しくと、企画いたしました。

男女共同参画都市宣言文につきましては、鳴門市の美しい自然と豊富な作物、歴史、文化などを余すことなく織り込んだ、私たちがここ鳴門で精一杯生きている命の息吹を感じるような、他市とは画一化を避けた宣言文を、実行委員会で創り上げました。私たちの熱い思いのつまった宣言文を、会場の皆さまで、声高らかに群読していただけますようお願いいたします。

実行委員会が一生懸命創り上げた記念式典により、華やかに誇らしく全国に「男女共同参画都市・鳴門」を発信いたします。

御来賓メンバー

国会議員	仙谷由人様・高井美穂様・中西祐介様・中村博彦様
徳島県知事	飯泉嘉門様
徳島県議会議員	黒崎章様・岡田理絵様
松茂町長	広瀬憲発様
板野町長	玉井孝治様
上板町長	納田伸春様
つるぎ町長	兼西茂様
鳴門市議会議員	山本 秀様

2. 来賓挨拶

鳴門市議会議員 山本 秀

本市は、男女共同参画社会基本法の理念に基づき、互いにその人権を尊重し、心豊かに暮らせる鳴門市をめざして、泉市長の舵取りのもと、市職員と市民が協働で様々な取り組みを推進しております。

今回の男女共同参画宣言都市事業につきましても、市民代表者と市職員が実行委員となり、活発な議論を交わしながら、記念式典の準備に取り組んでくださったとお聞きし、非常に有り難く感じている次第であり、市議会を代表して、関係者の皆さまにお礼を申しあげる次第でございます。

本市の女性は非常にお元気かつ勤勉で、その活力が本市における元気の源になっていることは、皆さまもご承知だと思いますが、本日を契機として、更に一層、男性と女性が等しく仕事や地域活動、育児や介護を両立しながら、その個性と能力を十分に発揮できるような鳴門市創りを推進していかなくてはならないと考えております。

市民の皆さまの期待や要望を、市政に十分に反映するように議会で提案、政策決定していく、いわば市民との架け橋となるのが私たち議員の役目でございますので、今後も、市議会議員全員が切磋琢磨しながら、鳴門市発展のため、鳴門市民の幸せのため、頑張っていく所存でございます。



国会議員 仙谷 由人

今日は鳴門市が男女共同参画宣言を行って宣言都市になる、というお祝いの会でございます。

私も2年前、内閣府の男女共同参画担当の議員であり、官房長官の時は議長でこの件に携わっておりました。

日本の戦前戦後の歴史を振り返ってみますと、日本が他の先進国、



途上国に比べて決定的に社会の構造として失敗したのは、女性を能力に応じた位置づけることができなかつたと言うことでもあります。女性をしっかりと管理職、トップリーダーに育て上げ、位置づけることのできている国、女性を活用できている企業ほど営業成績、収益が良いと言うことでもあります。

男女共同参画を男女共同参画会議の中で言っているのですが、なかなか国も霞が関も女性の課長、課長以上を作り出すことができておりません。

鳴門市の皆さん方は市役所の中、関連職場の中、民間の中もぜひ、女性を大胆にその場に育てていただいて、ご活動いただく。すべてはそこから始まる、と思っております。必ずその方が成功すると私は確信しております。鳴門市が男女共同参画都市を宣言して、このことを進めようとするのは、素晴らしいことだと思いますので、どうぞ皆さん方のご協力、ご支援をお願い申し上げます。

徳島県知事 飯泉 嘉門（代理）

男性も女性も互いに人権を尊重しつつ責任を分かち合い、その個性と能力を充分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は我が国の最重要課題であります。

県では、徳島県男女共同参画基本計画、配偶者暴力防止及び被害者保護に関する徳島県基本計画を策定しましたが、今年度は基本計画第2次の策定に向け取り組んでいるところであり、県審議会等への女性委員の選任割合は48.4%と、4年連続全国1位です。

鳴門市は、平成22年度に鳴門市女性支援センターを開設し、女性への暴力根絶に積極的に取り組まれ、さらに平成23年度には女性子ども支援センターとして機能を広げるなど、男女共同参画推進を着実に進めておられることに深く敬意を表します。

男女共同参画立県徳島を実現させるためには、男女、事業者、各種団体、国、県、市町村が協力し、それぞれの立場で主体的に参画していただくことが不可欠ですので、皆さまのご協力をお願い申し上げます。

3. 内閣府報告

男女共同参画に関する国際的な3つの指標でみると、日本はHDI「人間開発指数」は187か国中12位、GII「ジェンダー不平等指数」は146か国中14位であり、これは、妊産婦死亡率、といった保健分野や、中学校や高等学校における男女共同参画について日本の取り組みが進んでいることが評価され、国際的に高い順位になっています。GGI「ジェンダーギャップ指数」は135か国中98位と非常に低い水準になっており、これは、管理職に占める女性の割合や、男女間の賃金格差といった女性の社会進出に関する数値が反映されています。妊産婦の死亡率のような保健分野、中等教育の分野に関して、日本は取り組みが進んでいるけれども、社会的な女性進出等が国際的に見ると遅れています。

もう1つ国際的な指標として、女性が年齢ごとにどれくらいの割合働いているかの年齢階級別労働力率をみます。日本の場合は、結婚出産後一回辞めて、また仕事に戻るM字カーブ型と言われていますが、ドイツ、スウェーデン、米国にはM字カーブが無く、働ける年齢には女性の方も働いています。一方、「男性の育児参加への希望と現実」をみると、育児休業制度を利用したいと言う方は31.8%いるものの、実際に取得しているのは100人に1人にすぎません。女性は働きたくても働けない。男性は育児に参加したいけれど参加できない。そういった希望と現実のギャップが生じているということです。

第3次男女共同参画基本計画は、この事実を踏まえて、女性を指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%にすること、M字カーブの問題解消に取り組んでいくことを明記しています。

政府として、ポジティブ・アクションの取り組みの促進、ワーク・ライフ・バランスの実現を進めています。

東日本大震災後、防災基本計画の修正を行いました。女性の方のニーズの反映、避難場所における女性や子育て家庭への配慮、仮設住宅での心のケアへの取り組みなどが、具体的に計画に盛り込まれています。

女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取り組みは、平成13年にDV防止法が制定され、平成19年に市民に身近な市町村において、配偶者暴力相談支援センターの設置努力を義務づけるという改正が行われています。それから4年が経過していますが、現在約1700の市町村のうち配偶者暴力相談支援センターを設置しているのは、平成22年に21カ所、昨年11月に35市で、そのうち政令指定都市が10カ所、人口30万人以上の中核市が8カ所です。政令都市でもなく、中核都市でもない市で設置されているのは35カ所の半分程度にすぎず、四国の市町村の中では、この鳴門市だけに配偶者暴力相談

支援センターが設置されております。男女共同参画基本計画で、市町村に支援センターを100カ所設置することを目標に掲げておりますので、鳴門市のような先進的な事例を収集し、全国の地方公共団体に発信していきたいと考えています。内閣府の暴力対策を担当する者として、このような先進的な取り組みを行っている鳴門市の皆様にご心より感謝と敬意を表して、私の説明を終わります。

4. 宣言文群読

群読メンバー

鳴門市長・板東ゆたか保育園児・板東みやま保育園児・実行委員・会場
のみなさま



5. インターバルアトラクション

ロシア人ボーカルバンド「SILK」演奏



6. 記念講演 講師 同志社女子大学教授 中山 まき子 さん

演題「男女共同参画社会・再考ー共に生きる社会へー」

1. 「鳴門市パートナーシッププラン」(2001年3月)策定のこと

- ・ 鳴門市初・生活振興課に「女性政策室」が誕生(2000年4月)
事務局：課長、室長、係長の三人体制でスタート
- ・ 鳴門市「女性」行動計画策定懇談会と委員15名(男性6人・女性9人)
初代プランの骨子(体系)は6本柱でスタート
 - ① 男女平等社会への意識改革の推進
(評価：少し進んだ49%、格段に進んだ51%)
 - ② 社会のあらゆる分野への男女共同参画の推進
(評価：少し進んだ65%、格段に進んだ33%、10年変化なし2%)
 - ③ 男女が共に担う家庭責任・地域づくりの推進
(評価：少し進んだ64%、格段に進んだ36%)
 - ④ 就労における男女平等の推進と環境整備

(評価：少し進んだ 73%、 格段に進んだ 24%、 10年変化なし 3%)

⑤ 男女が共に自立した生き方を支える福祉の充実と健康の増進

(評価：少し進んだ 71%、 格段に進んだ 29%)

⑥ 国際交流・国際貢献の推進

(評価：少し進んだ 87%、 格段に進んだ 13%)

反省：プランの制定は早かったが、柱が少なくきめ細かさに欠けた

数値目標を掲げていないので、結果に具体性がなく評価が難しい。

全体として「あたたかい評価」だが、あらゆる意味で 10年かけて「少し」の前進！

2. 「鳴門市パートナーシッププラン II (セカンド) ステージ」(2011年3月) のこと

◎「鳴門市としての条例制定はなされないながら、実質的には良質の計画が立てられ、計画に即し、あるいはそれ以上に、優れた取り組みを勧めている、という印象

「鳴門市**男女**行動計画」の策定 セカンドステージの骨子(体系)は7本

①男女がジェンダーにとらわれず自分らしくのびのび暮らせる なる

課題と政策：男女平等意識づくり、男女平等を実現するための教育実践

②男女が自己の能力を発揮し、社会のあらゆる分野でいきいき輝ける なる

課題と政策：政策・方針決定への積極的参画の推進、社会活動への積極的参画の推進、男女の自立を目指した能力開発の推進

③男女が互いに思いやりあんしんして暮らせる なる

課題と政策：暴力を許さない社会づくりの推進

新設 「DV防止基本計画」

設置：女性子ども支援センター「ばあとなー」

(1) 民間シェルター「エンゼルランプ」と委託契約

(2) 藍住町と支援協定の締結

※「エンゼルランプ通信」第3号より

2012年現在、3人がDV被害者支援業務にあたり、120人程の相談者を並行して支援！！

官と民の共創の姿、個々の能力+努力がシステムとして結実

では、「継続性ある共創」をめざすためには！！

④男女が集まるにぎわいのある なる

課題と政策：国際交流・国際的活動への男女平等参画の実践

⑤男女がにこにこ心豊かに働ける なる

課題と政策：働く場での男女平等の実践、女性の就労環境の整備、多様な働き方に対する支援

⑥男女が家庭責任や地域づくりをいっしょに担う となると

課題と政策：働く男女の両立支援、家庭・地域における男女共同参画

⑦福祉の充実で男女の自立をしっかりと支える となると

課題と政策：高齢者の生活への支援と介護、障がい者の生活支援と介護、
ひとり親家庭への支援、一生涯における男女の健康保障

<新しい行動計画についての私見>

- ・ 共創の心が明確で、わかりやすさと温かさがあり、相手をいざなう思いに満ちている。
- ・ 政策の具体がわかりにくく、国・県・他の自治体等とのすりあわせや進捗状況理解が難しい面がある。
- ・ 何より行動計画：③の「骨太さ」が光る。

3. 国のこと・徳島県のこと

○国：法律：男女共同参画社会基本法（1999年6月23日制定）

（参照：http://www.gender.go.jp/danjyo_kihon/chikuiyou00.html）

○徳島県：法律を踏まえた条例：徳島県男女共同参画推進条例

（2002年3月29日制定、4月1日施行）

徳島県条例の<注目すべき特徴>

第七条 何人も、あらゆる場において、性別による差別的取扱いをしてはならない。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント(性的な言動により当該言動を受けた個人の生活の環境を害すること又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与えることをいう。)を行ってはならない。

3 何人も、配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)及び配偶者であった者に対する暴力的行為(身体的又は精神的に著しい苦痛を与える行為をいう。)を行ってはならない。

また、徳島県では条例を踏まえ2005年12月に「配偶者暴力防止および被害者保護に関する徳島県基本計画」を策定している。

4. 男女共同参画が必要な様々な分野—施策の推進過程から—

1) 国連：「女性（性）差別撤廃条約」（1985年批准）に示された分野

- 教育 ○雇用 ○保健 ○経済・社会活動 ○農村女性 ○法律
○婚姻・家族関係 ○政治的・公的活動 ○国際的活動 ○国籍 （順不同）

様々な分野での「男女の特性論の克服、性別役割分業論の克服」など

2) 国連：「第4回世界女性会議（北京会議）」（1995年）に示された分野

- 女性と貧困 ○女性の教育と訓練 ○女性と健康 ○女性に対する暴力
- 女性と武力紛争 ○女性と経済、 ○権力及び意志決定における女性
- 女性の地位向上のための制度的な仕組み ○女性の人権 ○女性とメディア
- 女性と環境 ○ユース（女兒）

3) 日本国：「男女共同参画社会基本法」（1999年制定）に示された分野

- 男女の人権の尊重 ○社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策等の立案及び意志決定への共同参画 ○国際協調
- 家庭生活における活動とその他の活動の両立 ○国・地方自治体・国民の責務

4) 日本政府が示した「男女共同参画基本計画」-第2次と第3次の具体的な分野

男女共同参画基本計画（第2次） (2005. 12. 27)	男女共同参画基本計画（第3次） (2010. 12. 17) ◎ = 5つの強調項目
<ol style="list-style-type: none"> 1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 3. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 4. 活力のある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立 5. 男女の職業生活と家庭・地域生活の両立支援 6. 高齢者等が安心して暮らせる条件の整備 7. 女性に対するあらゆる暴力の根絶 8. 生涯を通じた女性の健康支援 9. メディアにおける男女共同参画の推進 	<ol style="list-style-type: none"> 1. 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 2. 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革 3. ◎<u>男性、子どもにとっての男女共同参画</u> 4. 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保 5. 男女の仕事と生活の調和 6. 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進 7. ◎<u>貧困など生活上の困難に対する男女への支援</u> 8. 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備 9. ◎<u>女性に対するあらゆる暴力の根絶</u> 10. 生涯を通じた女性の健康支援 11. 男女共同参画を推進し多様な選択を

<p>10. 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実</p> <p>11. 地球社会の「平等・開発・平和」への貢献</p> <p>12. 新たな取り組みを必要とする分野における男女共同参画の推進 (科学技術分野における女性の参画拡大、女性研究者の採用、登用、機会の確保など、防災分野における女性の参画拡大、地域おこし・まちづくり・観光、環境)</p>	<p>可能にする教育・学習の充実</p> <p>12. 科学技術・学術分野における男女共同参画</p> <p>13. メディアにおける男女共同参画の推進</p> <p>14. <u>地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進</u> (◎「<u>地域における身近な男女共同参画の推進</u>」と表現される)</p> <p>15. 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献 (◎「女性の活躍による経済社会の活性化」＝複数項目と関係)</p>
---	--

政府の基本計画では、分野や項目を明確かつ具体的に示し、政策の推進をめざしている。地方自治体はこれらを視野に入れつつ、「さらに具体的な地域／自治体の課題に根ざした政策」の立案と推進が重要となってくるのでは。

5. 「男女共同参画宣言都市・なると」が共創する明日へ・未来へ—DV 政策の面から—

- 1). 現状の質を低下させない。
- 2). そのための人材確保や配置、予算確保、諸自治体との連携
- 3). 行政にできることはすすめ、できなことはさらに民間と連携（広域なネットワーク）
- 4). 担当者が育つ・育てられる体制
- 5). なにより、「被害者」・「被害者家族」・「被害者の支援者」の安全・安心の確保
警察・広域な警察との連携・情報交流、など
- 6). 加害者にならない・被害者にならない：「若者への教育」
 - ・デートDV、DVの本質を学ぶ
 - ・DV法・ストーカー規制法などの法律とその活用・限界を理解すること
 - ・自尊感情・自らの心身を慈しむ気持ちが醸成される教育とその普及
学校、教育委員会、教員等の主体性の大事さ
同時に、親や保護者が学校に希望をどんどん申し出ることも大事
- 7). 地域社会への知識の普及、支援の輪の拡大
- 8). 近年の殺人事件に学ぶ
吉野川事件：法に定めた保護命令の脆弱さが露呈
子どもの眼前での殺害という劣悪な「子ども虐待」

《例：フィリピン共和国のDV法》

- ・「女性とその子どもに対する暴力防止法」であること
- ・同対象者への暴力は「公共罪」(public crime) であること
- ・保護命令は三種：バランガイ（当該最小自治区）保護命令、一次保護命令、永久保護命令他

長崎県山下さんの妻・祖母殺害事件

三県の警察の連携の悪さ、傷害事件の認定

逮捕の遅れ、DV被害の深刻さへの無理解

被害者の家族が殺害され、被害者の友人や同僚が脅される

◎ DV加害者の特徴

（沼崎一郎『騙されずにバタラーを見極められますかーアメリカの教訓』アディクショント家族第18巻3号、2001年9月より）

★「暴力を選ぶ」＝暴力の自然爆発に見せかけた支配

★8つの特徴

- 1) 外面（公）と内面（私）の不一致
- 2) 矮小化と否認
- 3) 被害者非難と責任逃れ
- 4) 多様な支配行動
- 5) 嫉妬心と所有欲
- 6) 子どもの利用と虐待
- 7) 酒・薬物への責任転換
- 8) 自己変革への抵抗

◎被害にあっているなら

- ・暴力を受けたら診断書をもらう
- ・心理的DVも含め日記のような記録をとる
- ・周囲に理解者を創る・逃げても大丈夫な用意（お金、他）をする、など

6. 「男女共同参画宣言都市・なると」が共創する明日へ・未来へ

－DV政策と同時に、力を注ぐ課題／分野＜案＞－

- (1) 防災と男女共同参画、災害と男女共同参画、復旧・復興と男女共同参画
＜阪神淡路大震災、中越地震、そして東日本大震災を受けて＞

『民間／NGO, NPO』：阪神淡路大震災時の男女共同参画視点の欠落に関する警鐘・書籍

『政府』：「東日本大震災復興対策本部事務局審査ボランティア班・男女共同参画班のこれまでの取り組みと今後の取り組み」（平成24年1月30日付け、HP参照）
同：「東日本大震災からの復興の基本方針-基本的考え方の、9＝男女共同参画の観点から、復興のあらゆる場・組織に、女性の参画を促進する。あわせて（略）」
（平成23年8月11日改正、東日本大震災復興対策本部、HP参照）

『鳴門市』：「鳴門市地震津波対策推進計画」策定（広報なると、2011年12月号より）男女共同参画および、同視点に関する記載なし

被害想定：地震の震度想定と死者・倒壊家屋予想のみ記載され津波被害想定記載無

- (2) 高齢者・介護と男女共同参画
- (3) 男児・女児・子どもにとっての男女共同参画
- (4) 生涯を通じた女性の健康支援と男女共同参画



中山まき子教授

講演内容（抄）

皆様、こんにちは。今日は本当におめでとうございます。

私は、1992年から11年間、鳴門市民として暮らしていましたので、鳴門は私のある種の故郷です。今日は、懐かしい顔ぶれの方がたくさん来てくださっているの、張り切ってお話をさせていただこうと思います。

「男女共同参画都市」を宣言するという事は、行政や鳴門市全体のレベルを下げられない、後戻りは出来ない、前を向いて進んでいくぞ、と言う覚悟の日であるかと思えます。

実は、私はこの講演を一旦お断りいたしておりました。どうしてかと言いますと、まさに私は今ジェンダー福祉問題を丸ごと抱えているからです。3年前までは長野県と京都、片道420kmを往復し父の介護をする母をサポートし、遠距離介護を経験しました。父が他界した後、母が1年の半分以上を同居して京都で過ごすようになり、万病を抱えた母の介護と仕事に目を回しながら、老い・福祉制度・ジェンダー課題に直面中で、色々、いろいろ考えさせられています。そのため、一旦今日の講演をお断り致しましたが、身を翻してお引き受け致しました。なぜなら、本日男女共同参画都市を宣言するこの鳴門市の10

年前を知っていて、その時のことを語れる生き証人は「私」だけだろうと思ったからです。

そこで今日は、鳴門市の「10年前から未来へ」という思いでお話ししたいと思っております。

鳴門市に2000年に女性政策室が設置されました。女性の地位向上の遅れに対応するため、女性を取り巻く環境整備をターゲットとする政策室が出来たのです。65000人弱の人口の市が、1999年に国の男女共同参画社会基本法が出来た10ヵ月後に女性政策室を作ったのは凄いことです。

そして、当時女性政策室に配属された担当者2人が、鳴門市女性行動計画を作るため、猛勉強をなさり、立案に奔走しました。例えば、1960年代の女性の地位について、その後の地位の向上に向けた国内外の動向、性差別撤廃条約、男女共同参画社会基本法の策定経緯や中身等です。そして「女性行動計画策定懇談会」が設けられ、15名の策定委員が選出されました。男性が6人、女性が9人と女性委員比率が66%を占める画期的な審議会でした。この委員会で、様々な議論が行われ、私は策定懇談会の会長ということで、皆さんと一緒にがむしゃらに走りました。

そして、2001年3月に鳴門市女性行動計画「鳴門パートナーシッププラン」が策定されました。国が基本法を作った約1年後に、この行動計画を作ったのですから、ご担当になったお二人をはじめ市職員の皆様の並々ならぬご努力、市議会議員さんのご理解、市全体の協力による素晴らしい取り組み、本当に「力の結集だな」と思います。

あれから10年の、「今日」ですね。

最初の「鳴門パートナーシッププラン」は、6つの基本理念で成り立っていました。しかし欠落していたことがあります。それは、「暴力根絶」という理念です。パートナーシッププランで「あらゆる分野における女性参画」って記しているにもかかわらず、女性に対する暴力根絶への対策が明記されていないのが残念でなりませんでした。

さて、10年後の2011年3月に策定された「鳴門パートナーシッププランⅡ（セカンド）ステージ」の基本理念は7本で、例えば第1の理念は、「1、男女がジェンダーにとらわれず自分らしくのびのび暮らせる なんと」と、和語、ひらがなをたくさん入れて策定され、温かさに満ち溢れた行動計画になっていると思います。ただ、言葉を柔らかくほんわりさせると、具体的な課題が見えにくくなり、内閣府や徳島県の内容と比較しにくいですね。こうした長所と短所を踏まえながら、この「Ⅱ（セカンド）ステージ」を実行し、活かしていく必要があるでしょう。

なかでも、「Ⅱ（セカンド）ステージ」の特徴は、第3章です。「男女が互いを思いやり **あんしん**して暮らせる **なると**」と表現され、具体的には「暴力を許さない。」と言う明確な理念と政策課題が提示されています。基本計画の中に、はっきりとDV基本計画を組み込んでいる点が優れていると思います。さらに女性支援センター『ぱあとなー』を設けて、配偶者暴力相談支援事業を四国で初めてスタートされました。「いや～、素敵だな～～！」と思います。

このように、すばらしい計画を立てて走り出した鳴門市の、行政の方々、議員の方々、そして何よりこの政策室を担っている現場の方々、皆様のご苦勞と心意気とエネルギーは並みじゃないし、何より「政策を続けていくこと」に、並々ならぬ意志と継続力が必要不可欠だと思います。DVという問題そのものと向き合う、被害者と向き合う、加害者と対峙する、被害者を救済する知恵をめぐらせ行動する、などどの活動もストレスが掛かる仕事です。ですから、「宣言都市」として、DV根絶に奔走する市民・職員などの方々を、周囲が、市全体が、必ずサポートしてください。皆さんで支えてください。担当の方々と市民と共に創りながら支えあっていかなければいけない。本日はその「宣言」の日でもあると、私は思います。

また、女性支援センター『ぱあとなー』の優れた所は、藍住町とDV支援のために、行政と行政が、手を繋いだことです。例えば、藍住町在住のDV被害者が鳴門市に相談に行ったり、その逆だったり、市を越えて相互交流し助け合える点です。その上、鳴門市は民間団体の「エンゼルランプ」とも手を繋いでいます。「エンゼルランプ」とは、2008年9月に徳島の男女30人程で創られた団体で、産婦人科医、弁護士、いろいろな専門の方々が集まっています。私も理事をさせていただいています。「エンゼルランプ」はステップハウスと言って、DVから逃れてきた女性やその子どもたちを一時保護し、次のステージに歩み出すお手伝いをするNGOです。

鳴門市が進めるDV政策は藍住町と言う他の行政と手を繋ぎ、エンゼルランプと言う民間団体と手を繋ぎ、広域で多様なサポート体制をととのえつつあります。欲を言えば、今後は徳島県外の行政や民間団体とも連携できれば更に良いと思います。県外とも連携できれば、何より被害者の安全・安心感は高まります。それは、新しい官と民の共創、飯泉知事がおっしゃるように、オンリーワンとナンバーワンの女性政策になっていくんじゃないかと思います。

振り返りますと、1999年6月23日の夜、国会に提出された「男女共同参画社会基本法」が、衆参両院全会一致で可決されました。私は、「男女共同参

画社会」と言うのは、一人一人の自立と共生からなる円熟した社会、つまりとても人間としてのレベルの高い社会だと考えています。

その「基本法」には都道府県レベルで「条例」を策定することが明記され、徳島県では2002年に条例が策定されました。条例の第7条にDVの根絶が条例化されました。しかも、身体的暴力だけじゃなくて、精神的暴力も条例に示されています。徳島県の条例が鳴門市にも良い影響を与えているのだらうと思います。

さて日本政府は、第3次の男女共同参画基本計画を2010年に策定しました。第3次計画で新たに取り組む必要性を明記した項目が複数あります。例えばその一つが、「男性にとっての男女共同参画」です。これまで男女共同参画の主流として、女性の地位向上が推進されてきました。確かにとくに遅れた部分を推し進めることは重要なことでした。ただ近年、男性の自殺者、心身の病など、男性特有の問題や課題も浮き彫りになり始め、男性にとっての男女共同参画の必要性が明確化してきたのです。

第3次基本計画の新たな視点は、他にも、貧困の問題、防災と男女共同参画など様々な計画が組み込まれています。ぜひ内閣府男女共同参画局のホームページをご覧ください。重要な情報がとてもわかりやすく、情報公開されています。なかでも「防災、災害対策に男女共同参画の視点と」という考え方は、意外かもしれませんね。阪神淡路大震災、東日本大震災、中越地震、あるいは諸外国の津波等の被災の経験から、男女共同参画の視点が欠落していたことによって発生した問題が次々と報告されてきたからです。例えば、災害にあった女性が生理用品を必要としていること、避難所での着替えや女性の洗濯物の対応、授乳時の配慮の在り方、夜の照明や安全なトイレ利用の問題、そして性犯罪や性的虐待、避難所運営委員に女性委員が欠落していることなど枚挙にいとまがありません。

徳島県あるいは鳴門市では、南海地震等の可能性と対策に常に心をくだしていることと思います。その対策として、先の問題や事件を念頭に、防災や防災後の復興という課題に、男女共同参画の視点を組み込んでいくことを切望します。鳴門市ならできます。なぜならば、「鳴門パートナーシッププラン」で「暴力根絶」という課題が抜け落ちたことを省察し、「Ⅱステージ」では、それを忘れず・重要項目の一つとして柱立てなされたのですから。

男女共同参画社会という、成熟した社会を目指すため、「男女共同参画宣言都市」という狼煙を掲げた鳴門市の皆様の高い志を祝し、11年間住民をさせていただいたことを誇りつつ、話を締めくくらせていただきます。本日はおめでとうございました。

7. エンディングアトラクション

～阿波踊り～ 鳴門市阿波踊振興協会のみなさん



阿波踊りに参加する子どもたち



閉 会

鳴門市男女共同参画宣言都市事業実行委員会委員

学識経験者

- ①浅野 弘 嗣 鳴門教育大学名誉教授・徳島文理大学教授
- ②多智花 亨 鳴門市社会福祉協議会会長
(実行委員長)
- ③矢野 壽美子 鳴門市婦人連合会会長

男女共同参画施策に関し見識を有する者

- ④元木 秀 章 徳島経済研究所 主任研究員
- ⑤河野 和 代 ウィメンズカウンセリング徳島代表
(実行副委員長)
- ⑥岡田 理 絵 県議会議員
- ⑦斎藤 あや子 あたたかい手コラボ

鳴門市男女行動計画ワーキンググループ委員

- ⑧谷崎 美 鈴 健康づくり課
- ⑨小椋 勝 保険課
- ⑩里見 圭 子 長寿介護課
- ⑪森 真 弓 社会福祉課
- ⑫出口 静 江 子どもいきいき課

助言者

- ⑬岡田 徹 県男女参画青少年課長